

民事訴訟および民事裁判における公正に関する日本の社会心理学的研究の展望*

田中 堅一郎
日本大学大学院総合社会情報研究科

Review of Social Psychological Research on Social Justice in Civil Actions and Civil Courts.

TANAKA Ken'ichiro
Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

The aims of the present study were to review social psychological research on social justice in civil actions and civil courts, and to discuss the future tasks for such research. Research topics, including procedural justice regarding civil actions and civil courts, mediation and reconciliation, compensation judgments, just world belief, as well as social neuroscience were examined. Investigating social justice research from the perspective of social neuroscience was focused as a new research method. Results indicated that social psychological research on civic actions and civil courts has been less common than research on criminal suits and criminal courts, and many tasks are remaining for future research.

日本では2004年に法案が成立し、2009年より刑事裁判に裁判員制度が導入されて、一般市民が裁判の審議過程と判決に関与することとなった。そうした背景もあって、これまで社会心理学が研究の対象としていた法学分野は主として刑事裁判が中心だったと思われる(e.g., 黒沢, 2005)。それに比べると、民事訴訟や民事裁判に関する心理学的研究はかなり少ない。心理学関連の学術データベースPsycINFOを用いて、研究題目にcivil actionあるいはcivil courtが示された査読付き学術論文を検索した結果、ヒットしたのは1979年以降34件だけだった¹。日本に関しても、法と心理学会で2000年から2008年までに報告された研究発表327件のうち、民事に焦点をあてた研究はわずか8件(1.8%)に過ぎなかった(石崎, 2010)。

だが、民事訴訟や民事裁判においても、社会心理学が関与できる研究課題は少なくないと思われる

(e.g., 菅原, 2010, 2013; 田中, 2001)。そもそも法務関係者ではない日本の一般市民であるわれわれが、刑事裁判を経験することはあまり多くないであろう。裁判所・司法統計によれば、刑事裁判に比べて、民事裁判の件数は倍近く多い(図1)。数字からみても、民事訴訟や民事裁判はわれわれの生活に身近なことであり、心理学の研究対象としても本来より身近なはずである。

そこで本研究では、主として民事訴訟や民事裁判に関連する公正を社会心理学的な視点から検討した研究について展望し、今後の研究課題について考察することを目的とする。

1. 訴訟及び裁判手続きにおける社会心理学研究手続き的公正

手続き的公正(procedural justice)に関する社会心理学的研究は、1970年代後半から現在(2014年)まで着実に発展してきた。このことを示すものとして、社会心理学研究を鳥瞰した*Handbook of Social Psychology*第5版ではSocial justice(Jost & Kay, 2010)

* 本研究は、平成26年度日本大学学術研究助成金[総合研究](研究代表者: 和田万紀)の支援を受けた。

¹ 検索日: 2015年3月31日

が一章を占めたこと、2005年に職場や組織における社会的公正研究に限定したハンドブックである *Handbook of Organizational Justice* (Greenberg & Colquitt, 2005) が出版されたことがあげられる。

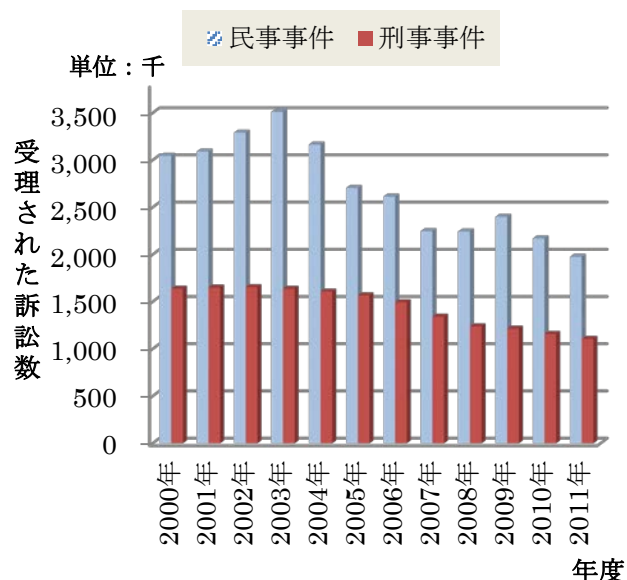


図1 日本の裁判所における刑事および民事事件件数の推移

図注: 2013年度の「裁判所・司法統計」にもとづき、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所において、その年度で新規に受理された訴訟件数。既存や未済は件数に含まれない。

最近の公正研究では、手続き的公正に関する研究が主流となっている。研究数について、まず学術データベースの一つである Science Direct を検索した²。1975年から2014年までにアブストラクトに procedural justice が掲載されている査読付きの学術論文または書籍を心理学関連の論文に限定して検索したところ、165件となった(図2)。

さらに、ProQuest について1975年から2014年までに論文タイトルに procedural justice を含む査読付きの学術論文または学位論文を社会科学全般の領域

に広げて検索した³。その結果、検索数は776件となった(図3)。いずれの検索結果も、年数を重ねるにつれて研究数は多くなっており、特に2000年前後からは急激な上昇を示している。

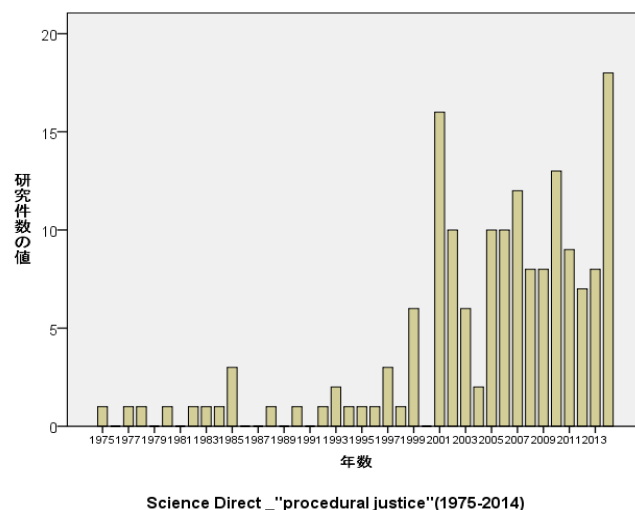


図2 アブストラクトに procedural justice が示されている査読付き学術論文および書籍

図注: Science Direct による1975年から2014年までの検索結果

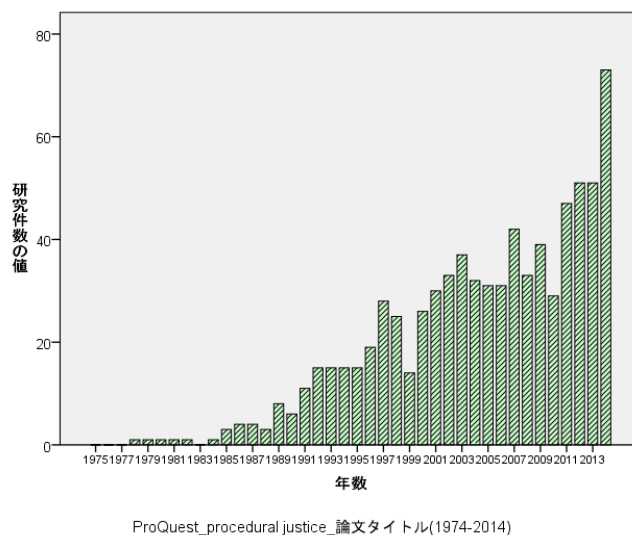


図3 論文タイトルに procedural justice が示されている査読付き学術論文および学位論文

図注: ProQuest による1975年から2014年までの検索

² 検索日: 2015年3月31日

³ 検索日: 2015年3月31日

日本においても、林（2007）が手続き的公正の社会心理学研究を4つの論点から展望している。これらは、手続き的公正をはじめとする社会的公正に関する学術研究の内容的な多様化と研究数の充実を示唆している。これらの結果は、依然として社会的公正の研究が心理学の研究課題として重要であり、今後も重点課題であり続けることを示している。

1.1 Thibaut and Walker (1975)による手続き的公正についての研究

裁判の手続きにおける公正さの潜在的な重要性は過去に触れられてきたが、この問題について最初に体系的な心理学的研究に着手し、手続き的公正が社会的公正研究の独自の意味をもつことを示したのがThibaut and Walker (1975)である。

そしてこの二人の著者の肩書き（すなわち Thibaut は社会心理学者で、Walker は法律家）をもってしても、この書が法学と心理学のコラボレーションの成果であることを示している。Thibaut and Walker (1975)は、意思決定における手続きの公正さに対する人々の評価は結果に対する反応に影響を与え、さらにそれは結果の公正それ自体に対する反応とは別のものであるという仮説を提示した。

Thibaut and Walker (1975)が裁判の手続きとして比較の対象としたのが、当事者主義手続きと糾問主義手続きであった。当事者主義制度は、アメリカ合衆国において用いられている法制度で、法廷の両当事者が自分のために主張を行う弁護士をもっている。裁判官または陪審は中立な立場で有罪または無罪の決定をし、刑罰や損害賠償額について判断する。これに対して、糾問主義制度はヨーロッパ大陸の法廷で用いられており、裁判では代理人が一人いて、この代理人が両当事者から聴取を行うことによって事件を調査し、その結果を法廷で裁判官に報告する。その後裁判官は、代理人、証人、時としては紛争当事者自身に尋問を行う。裁判官や陪審員はそれらの結果をもとに、有罪・無罪を決定し、刑罰や損害賠償額について判断する。したがって、糾問主義制度では紛争当事者側には証拠提示の自由裁量があまり与えられていない。Thibaut and Walker (1975)の結果によれば、回答者は糾問主義手続きよりも当事者主義

手続きを好んだ。その理由として、回答者が紛争を第三者（ここでは代理人）に委ねることを好まず、裁判における個人のコントロールを維持させることを重視したためといわれている。

Thibaut and Walker (1975)の研究は、手続き的公正を社会心理学の研究課題として認知させ、その後の多くの研究が生み出した。

1.2 Leventhal (1980)による手続き的公正モデル

Thibaut and Walker (1975)が先駆けた手続き的公正研究は、Leventhal (1980)によって研究対象を広げられた。Leventhal (1980)はそれまで社会的公正研究が理論的な礎としていた衡平理論(Adams, 1965)を批判的に展望しながら、手続き的公正がもつべき構造的構成要因を提示した。その構成要因は以下の6つである：①人と時間を通して一貫していること、②判断が中立的で変更から自由であること、③正確な情報に基づいていること、④不服申し立てのための機構が含まれていること、⑤すべての要求が反映されていること、⑥倫理的・道徳的基準に叶っていること。

1.3 集団価値モデル (Lind & Tyler, 1988)

Lind and Tyler (1988)は、それまでの過去の手続き的公正研究を展望した上で、手続きに関する一般的な社会的動機に関する論考を提示した。すなわち、人々は自分たちが所属する集団や組織の中で自分の立場が何であるのか、その所属集団が自分にとってどのような社会的価値をもつのかを理解するために手続きを利用する。Lind and Tyler (1988)のモデルでは、人々は成果を得る手段として手続きを利用するよりも、むしろ社会的アイデンティティに関する情報を得るために手続きを利用すると仮定される。このモデルが集団価値モデルとよばれるのは、それが人々の社会的アイデンティティへの欲求を強調するためである。

1.4 リレーショナル・モデル (Tyler & Lind, 1992)

Tyler and Lind (1992)は、Lind and Tyler (1988)の集団価値モデルを発展させ、リレーショナル・モデルを提示した。Tyler and Lind (1992)によれば、人々は自

分たちの所属している集団で他の構成員との間で形成される関係に強い関心を持っている。そして彼らは他者の自分に対する扱われ方を、彼らの所属集団での自己の地位についての情報と受け止める。さらに、集団内での社会的相互作用や手続きを、彼らの集団内での行動を規定する要因と捉える。このモデルでは、3つの要因（関係的関心とよばれる）が手続き的公正にとって重要であるとみなされる。すなわち、中立性（手続きや過程において差別がない度合い）、信頼性（他の集団構成員が善意をもって行動する度合い）、尊厳性（集団の構成員の地位が尊重される度合い）である。

1.5 民事訴訟および民事裁判における手続き的公正研究

前述されたように社会的公正研究（殊に手続き的公正研究）は質量ともに充実し続けているが、民事裁判や民事訴訟に関する手続き的公正研究はまだ少ない。比較的広範囲の研究領域を網羅している学術データベースである EBSCOhost Integrated Search を用いて、研究題目に procedural justice が示され、かつ Abstract に civil action が載っている査読付きの学術論文を検索した結果⁴、ヒットしたのは33件にすぎなかった。研究の数は少ないものの、日本でも民事訴訟および民事裁判における手続き的公正研究を中心に研究が行われている（菅原, 2010）。日本の民事訴訟利用者を対象にした調査結果を分析した今在・今在 (2010)によれば、民事裁判での手続き的公正の評価が高かった回答者ほど、「さらに良い結果えることができたはずだ」という反実仮想を抑制し、判決結果を受容しやすかった。また、今在・今在 (2006)は、民事訴訟の結果が確定した人を対象にした調査結果から、裁判官が好意的な対応をしてくれたと評価されるほど裁判の判決が受容されやすかったことを指摘した。

1.6 調停・和解⁵

調停とは、当事者が当該紛争について今後どうするかを合意して自主的に履行するために、第三者である調停人が支援する手続きである。入江 (2013)によれば、民事裁判に比べて、調停は実質的な手続きを簡易に行えることや、当事者の気持ちの納得、心理的満足にも繋がるといわれている。和解は、紛争当事者同士の合意に基づいて、両者の関係を改善・修復することを目的として行われるものである。当然ながら、当事者の対人的コミュニケーションの有り様が和解過程の軸となるので、以前より和解過程に社会心理学の研究が寄与できることが示唆されていた（例えば、田中(2001)）。最近では、民事紛争における私的自治の原則に叶うものとして、和解は積極的に評価されている。今在・今在 (2004)によれば、和解の成立しやすさは、裁判官が紛争当事者に好意的に評価されたかどうかによって規定された。しかも、この研究において裁判官の印象による効果は、原告・被告の違い、立ち会い経験の多さ、代理人がいる・いないとは関係なく一貫していた。

調停や和解を含めた ADR は、日本では社会的公正研究の対象として注目され続けているが、実際の紛争解決としての利用件数は低迷しており、手続き進行や業務運営上においてもいくつか問題があることが指摘されている。中山 (2013)の見解に従えば、日本において調停や和解はまだ実用的な紛争解決手段になっていないのかもしれない。今在・大淵・今在 (2003)も述べたように、そもそも ADR による紛争解決には実質的な法的強制力がないのだから、その決定や提案がいかに紛争当事者の自発的受容を誘導するかにかかっていると思われる。

2. 賠償額の判断に関する研究

日本で 2009 年 5 月から導入された裁判員制度は、20 歳以上の日本国民から無作為に選ばれた裁判員が、裁判官とともに有罪・無罪の判断や、有罪である場合には刑の種類と重さを決めるものである。この制度によって、法曹界でない日本の一般市民が犯罪に対して量刑を判断しなければならなくなった。この新しい制度以降、日本の心理学においても判決文で示される量刑にたいする判断が研究対象とされる

⁴ 検索日：2015 年 3 月 31 日

⁵ これらは、仲裁を含めて ADR (alternative dispute resolution; 裁判外紛争処理) と総称されることがある。

ようになった⁶。アメリカ合衆国においては、民事裁判においても当事者の要求があれば陪審審理が行われるが、現在の日本の裁判員制度では民事裁判での審理は行われない。したがって、日本では裁判員制度を想定した刑事裁判における量刑判断のような研究は、民事訴訟や民事裁判に関して行われていない。しかしながら、もし日本で裁判員制度が民事裁判まで適用されることになれば、裁判員の賠償額の判断が問題になるだろう。

2.1 事件の重大さ

一般の人々による量刑判断は、しばしば判断する事件の重大性によって決まることが示されている (Carlsmith, Darley, & Robinson, 2002; Darley, Carlsmith, & Robinson, 2000)。すなわち、一般の人々による量刑判断は事件が重大であると感じられるほど被告人への量刑を重くする。こうした判断は、酷い行為をした被告人には悪行に相応の報いを受けさせなければならないという考え方に基づいており、応報刑論と整合し、日本でも同様な結果が確認されている (綿村・分部・高野, 2010; 綿村・分部・藤尾・高野, 2011)。これらは刑事事件を想定した研究であるが、民事事件における賠償額においても応報的動機が働きやすいかもしれない。例えば、アメリカの民事裁判でしばしば見られる懲罰的賠償は、事案が社会的に重要な意味を持っていたり、被告側が社会的に重要な人物や組織である場合に行われやすいといわれている。

2.2 アンカリングと調整

ここでいう「アンカー」とは、生起確率や事象の起こりやすさなど数字で判断する課題で判断の手がかりとなる基準の数値のことである。一般的に、数字を判断する課題で事前に基準となる数値を示されると、数字の判断はしばしばその基準となる数値に

影響される。そして、一旦アンカーを起点とした判断の調整は、十分な修正がなされないまま途中で終わってしまう。最終的には、判断された値は最初に表示された基準値 (アンカー) の周辺値に留まってしまう。アンカリングと調整とよばれるこのような傾向は、陪審員が賠償額を査定する際にも生じる。アメリカでの賠償額に関する研究では、陪審員は賠償額を決めるときに何らかの手がかりを使うが、その手がかりとなった事例の金額によって判断に影響される (Hans & Reyna, 2011)。Chapman and Bornstein (1996)は、弁護人の主張する賠償額を様々に変えて実験参加者に提示して、同一事件の賠償額を判断させた。その結果、提示された賠償額が高くなるほど、実験参加者は賠償額を高く判断した。さらに懲罰的賠償額に上限を設定した場合に、上限額が高くなればなるほど実験参加者の賠償額は高くなった (Robbenmolt & Studebaker, 1999)。これらの結果は、陪審員の賠償額の判断は恣意的に決められたアンカーによって影響を受けることを示している。日本での裁判員裁判の判決は、裁判官による判決よりも重くなりがちであるとされているが、もし日本で裁判員制度が民事事件にも適用されれば、賠償額においても同様な傾向が生じると予想される。

3. 公正世界観に関する研究

3.1 公正世界の信奉⁷ (belief in a just world)

公正世界の信奉は、Lerner (1980)が提示した公正世界仮説 (just world hypothesis)⁸を基にした概念で、「世の中というものは報酬や賞賛を受けるに値する人々がそれらを享受し、罰を受けるに値する人々がそれらを甘受する仕組みをもった“公正な”世界である」とする信念のことである。こうした信念を強く抱いている人は、たとえば正当な理由もないのに苦痛を強いられている人々に対して自分が何もできない場合には、受難を受けている人々がそもそもそうした受難を受けるに値する望ましくない人物であったためであると思い込むことによって、心理的な

⁶ 石崎 (2010)によれば、日本での2000年から2008年まで「法と心理学会」で報告された研究を展望した結果、「裁判員・裁判官の判断傾向」に属する研究数は前期4年間 (2000年から2003年まで) よりも後期4年間 (2004年から2008年) において著しい増加を示した。

⁷ 正当世界の信奉、正当世界の信念と訳出されることもある。

⁸ この仮説は、1980年よりもかなり以前、少なくとも1966年 (Lerner & Simmons, 1966) に示されている。

わだかまりを解消しようと動機づけられるとされる。このように、公正世界の信奉とは、不確定で矛盾に満ちているように見える世界は、実はそうではなく、「公正な」仕組みによって完結していると信ずることと言い換えてもよいだろう。

3.2 公正世界の信奉が犯罪被害および社会的弱者への評価に及ぼす影響

3.2.1 他者への態度 一般的に言って、公正世界を強く信奉している人は、そうでない人とくらべて社会的弱者や社会的苦境にある人々に対して冷淡な態度を示すといえる。研究例をあげると、公正世界の信奉の強い人の特徴や傾向には、貧しい人々に対して否定的な意見をもち (e.g., Furnham & Gunter, 1984)、犯罪事件の (加害者のみならず) 被害者に対してもあまり同情を示さなかったり (e.g., O'quin & Volger, 1989)、重篤な病気 (たとえば AIDS) の患者に対して同情的ではなく、むしろ彼らの社会的価値を低く評価し (e.g., Murphy-Berman & Berman, 1990)、患者に対して社会的距離を置き、不当な迫害までも肯定する意見を持つ (e.g., Connors & Heaven, 1990)、等があげられる。こうした研究結果から考えると、公正世界に対する強い信奉は、時として不当に被害を受けた (としか思われたい) 犠牲者に対する評価を歪曲させがちであると思われる。

3.2.2 自分についての考え方 他人ではなく自分自身が苦境に立たされた場合、公正世界の信奉者はどのように考え行動するのだろうか。Hafer & Olson (1989)の実験結果によれば、公正世界の信奉者は自分自身に対しても公正であることに拘り、公正なものはたとえ自分に不利な結果が出ることであっても甘受する傾向が示唆された。

また、公正であるかないかについての評価は自己中心的になりがちで、他者の行為は不公正であり、自分の行為は公正であると評価される傾向が強い (Messick, Bloom, Boldizar, & Samuelson, 1985; Liebrand, Messick, & Wolters, 1986; Tanaka, 1993)。Tanaka (1999)の研究では、公正世界観の信奉が強い実験参加者は、そうでない実験参加者にくらべて公正評価において自己中心的傾向がより強く示された。この結果から、公正世界の信奉者は公正判断を「自

分は正しい」ということを前提に行っていると示唆される。

3.3 犯罪の認知に公正世界観が及ぼす影響

3.3.1 加害者の「悪魔化」 前述のように、公正世界に対する強い信奉は、犯罪被害者や社会的弱者や社会的苦境にある人々を低く評価して冷淡な態度を示す傾向がある。これらの傾向はしばしば日常生活で見出されるが、もし不公正事象が凶悪犯罪である場合、被害者の不公正回復が困難で Lerner (1980) が予測した公正世界維持の方略も適用できないことがある。こうした事態で人が認知的解釈を行う方法について、Ellard, Miller, Baumle, and Olson (2002)は、加害者の悪魔化 (demonizing) という概念を仮定した。この概念によれば、凶悪スキーマ (evilness schema) に該当する加害者は「悪魔 (evil)」とラベリングされ、「悪魔」がこの世のものではないように、説明不可能で尋常ではない出来事は本来この世のものではないとして現実から切り離す。このことによって、極端な不公正事象は通常の世界では説明不可能で一般化不可能な稀な事象として解釈され、公正世界観の維持を可能にする。

3.3.2 加害者の「患者化」 白井・サトウ・北村 (2011)は、日垣 (2003) の見解を援用しながら、人々にとって了解不能な不公正事象は、加害者が何らかの病的状態に陥ったために生じたとみなされる。ここで加害者は非人間化され、尋常でない精神状態にあったと解釈される。すなわち、加害者を患者化 (patientizing) することによって、極端な不公正事象を一般化できる事象とは切り離して解釈される。

3.4 厳罰傾向と公正世界の信奉

Bégué and Bastouis (2003)によれば、公正世界の信奉が強いほど刑事罰はより厳格な評価になることが示されており、公正世界観と厳罰傾向は比較的一貫して報告されている。日本においても公正世界の信奉が強い回答者は、様々な犯罪 (窃盗、放火、障害、強制わいせつ) において量刑年数をより多く査定し、特に男性回答者にその傾向は強かった (白井・黒沢, 2009)。村山・三浦 (2015)によれば、公正世界の信奉の 2 次元のうち内面的公正世界信念 (belief in

immanent justice ; ある出来事が起こった原因を、過去の行いによるもの [報い] であると信じる傾向) が高い回答者ほど、加害者に対する非人間化を行いやすいことを見出した⁹。

4. 社会神経科学からの研究

法学と神経科学の研究が連鎖するという考えは (現在でこそ) 奇妙に聞こえるが、もはやそれはファンタジーではなく、現実となっている。分離脳研究¹⁰で有名な Gazzaniga (2011 藤井訳 2014) によれば、すでにアメリカの法廷では被疑者の犯罪行為が制御可能であったかどうかについて脳スキャン画像が証拠として採用された判例があり、自身の研究を根拠にしながら、近い将来に神経科学の知見や機能的脳画像が法手続における証拠として採用されるようになると予測している。最近の社会心理学に関しても、研究動向の一つとして、社会神経科学 (social neuroscience) の影響があげられる。社会心理学でも、fMRI¹¹や PET¹²といった画像処理を伴う脳神経活動に関する指標が次第に用いられるようになってきた。したがって社会的公正研究もそうした研究動向の例外ではない。

Beugré (2009) は、神経科学の視点から組織的公正について「神経-組織的公正モデル」を提示した。Beugré (2009) によれば、公正 (あるいは不公正) に関する出来事はまず最初に脳神経レベルでの反応を引き起こし、その反応が心的プロセスに繋がって、行動として発現する。ここで Beugré (2009) は、人間が社会を認識するための脳の機能として、X システ

ム (X-system) と C システム (C-system) という神経科学的な概念を援用している。X システムとは、並列処理、パターンマッチングなどのシステムで、人間の連続した意識経験が生み出されるシステムとされる。X システムは、扁桃核、大脳基底核、前帯状皮質、外側側頭葉、腹内前頭前野などの脳内部位から構成される。X システムが作動している時の認知活動は、自動的で努力を必要としないとされる。Beugré (2009) によれば、公正 (あるいは不公正) を判断する際に、X システムには公正 (不公正) のプロトタイプが備わっていて、それらをあたかもパターン認知によって瞬時に判断するように働くとされる。一方、C システムとは、記号論理を伴って意識的な思考をするシステムで、外側前頭前野、後頭頂葉、内側前頭前皮質、上側前帯状皮質、海馬、内側側頭葉などから構成される。C システムは、規則的な分析を可能にし、迅速な学習を得意とし、X システムで処理できないものを処理することもある。

公正感 (あるいは不公正感) を喚起するような出来事が生ずると、それが X システムと C システムの特定の部位の活動を活性化させる。もし、その出来事が見慣れてわかりやすいものであれば、X システムで公正あるいは不公正のプロトタイプとマッチングされて瞬時に処理される。一方、もしその出来事が見慣れないときには、X システムから C システムに送られて、より意識的な認知活動が行われる。すなわち、公正 (あるいは不公正) の判断は、感情喚起型神経経路と認知的思考喚起型神経経路のどちらかを通過して行われる。不公正な事象を目にしたとき、感情喚起型神経経路を通過するとやりきれない思いや怒り、恨みといった感情的反応が生じ、認知的思考喚起型神経経路を通過するとより冷静で論理的な公正判断がなされる。

上記のモデルに符合する研究結果も得られている。Dulebohn, Conlon, Sarinopoulos, Davison, and McNamara (2009) によれば、ある結果が不公正だと感じるときには、脳内の社会的認知に関わる前帯状皮質や大脳外側溝の島 (insula) が活性化し、さらに手続きが不公正と感じるときには、前頭前皮質腹外側部や上側頭溝の周辺部位が活性化しており、それぞれ活性化する部位が異なっていることが見いだされた。

⁹ 公正世界の信奉に関するもう一つの次元である究極的公正世界信念 (belief in ultimate justice ; 不公正によって受けた損失は将来的に埋め合わされると信じる傾向) については、このような因果関係は見出せなかった。

¹⁰ 重度のてんかん症状を緩和するために左の脳と右の脳をつなぐ脳梁を切除した患者の認知機能が、(脳梁のある健常者と比べて) どのように異なるかを検証した一連の実験的研究のこと。

¹¹ functional magnetic resonance imaging ; MRI (核磁気共鳴) を利用して、ヒトおよび動物の脳や脊髄の活動に関連した血流動態反応を視覚化する方法の一つ。

¹² positron emission tomography ; ポジトロン断層法。陽電子検出を利用したコンピューター断層撮影技術。

これらの結果は、結果として公正かどうか（すなわち、分配的公正）の判断は脳神経学的にはより感情的な判断を伴っているが、手続きとして公正かどうか（すなわち、手続き的公正）の判断は記号論理的な思考を伴っていることを示している。この結果を神経科学的にみると、分配的公正の判断は X システム優位で、手続き的公正の判断は C システム優位であることが示唆される。

また、最後通牒ゲーム¹³を用いた実験では、金額を提示する人の提案を拒否すると実験参加者は得られるはずの報酬を放棄しなければならない。提案者が一定限度を超えて利己的な金額を提示すると、実験参加者の多くは自分にとって利益にならないことを承知でその提案を拒否する。その理由は、実験参加者が不公正な提案に憤るためであるが、Sanfey, Rilling, Aronson, Nystrom, and Cohen (2003)の研究によれば、この最後通牒ゲームを行っている実験参加者の脳活動を fMRI で測定した結果、実験参加者の島が活性化しているときには、実験参加者は不公正な提案を拒否する確率が高かった。

さらに、前述された公正世界の信奉に関しては、Denke, Rotte, Meinze, and Schaefer (2014)の研究では、公正世界の信奉の強い実験参加者は、ある人が社会規範に違反する行為を目にすると大脳外側溝の島の前部と体性感覚皮質が強く反応した。神経科学の知見では、身体反応を島や体性感覚皮質が受容し、その反応に意識される感情が形成され、さらにその感情が様々な意思決定に影響を及ぼすとされている。この結果からすれば、公正世界の信奉が高い人ほど、公正判断が感情的になりやすいことが示唆される。

これらの研究結果から推測すると、公正判断はかならずしも冷静で論理的な思考から導かれるものではなく、(社会神経科学でいわれている) X システム優位で作動する感情的判断を伴っていると思われる。一般的に、われわれは社会的な不正な事象に対して

「義憤」とよばれるような感情を喚起するが、社会神経科学の研究はこうした社会的公正に関する感情形成の過程の解明に寄与できるかもしれない。

民事訴訟にかぎらず、法学的な問題を神経科学の見地から実験的に検討した研究は、現時点ではほとんど見出せない。しかしながら、日本でも道徳的・倫理的判断を神経科学から捉えようとする研究動向が見出せる (e.g., 荳阪, 2012)。Gazzaniga (2011 藤井 訳 2014)が予測したように、社会神経科学の進展は著しく研究内容も多様化しているので、近い将来に民事裁判や民事訴訟手続きの問題に関する神経科学的研究が登場することが期待される。

5. 引用文献

- Adams, S. (1965). Inequity in social exchange. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology* (Vol. 2, Pp. 267-299). New York; Academic Press.
- Bégué, L. & Bastouis, M. (2003). Two spheres of belief in justice: Extensive support for the bidimensional model of belief in a just world. *Journal of Personality*, **71**, 435-463.
- Beugré, C.D. (2009). Exploring the neural basis of fairness: A model of neuro-organizational justice. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, **110**, 129-139.
- Chapman, G.B. & Bornstein, B.H. (1996). The more you ask for, the more you get: Anchoring in personal injury verdicts. *Applied Cognitive Psychology*, **10**, 519-540.
- Connors, J. & Heaven, P.C. (1990). Belief in a just world and attitudes toward AIDS sufferers. *Journal of Social Psychology*, **130**, 559-560.
- Denke, C., Rotte, M., Meinze, H.J., & Schaefer, M. (2014). Belief in a just world is associated with activity in insula and somatosensory cortices as a response to the perception of norm violations. *Social Neuroscience*, **9**, 514-521.
- Dulebohn, J.H., Conlon, D.E., Sarinopoulos, I., Davison, R.B., & McNamara, G. (2009). The biological bases of unfairness: Neuroimaging evidence for the

¹³ 「報酬」を2人でどのように分配するかというゲームで、社会心理学の実験として用いられる。ある1人(仮にAさん)には報酬配分の提案権を、もう1人(仮にBさん)には提案された報酬配分への拒否権を与えるというゲーム。Aさんが報酬配分を決定できるが、Bさんが拒否したら2人とも報酬を失ってしまう。

- distinctiveness of procedural and distributive justice. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, **110**, 140-151.
- Ellard, J.H., Miller, C.D., Bauml, T.L., & Olson, J.M. (2002). Just world processes in demonizing. In M. Ross & D.T. Miller (Eds.), *The justice motive in everyday life: Essays in honor of Melvin Lerner* (Pp. 350-362). Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Furham, A. & Gunter, B. (1984). Just world beliefs and attitudes towards the poor. *British Journal of Social Psychology*, **23**, 265-269.
- Gazzaniga, M.S. (2011). *Who's in charge? Free will and the science of the brain*. New York, NY: Brockmon Inc.
- (ガザニガ, M.S. 藤井留美 (訳) (2014). 〈わたし〉はどこにあるのか ガザニガ脳科学講義 紀伊國屋書店)
- Greenberg, J. & Colquitt, J.A. (2005). *Handbook of organizational justice*. Mahwar, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Hafer, C.L. & Olson, J.M. (1989). Belief in a just world and reactions to personal deprivation. *Journal of Personality*, **57**, 799-823.
- Hans, V. & Reyna, V. (2011). To dollars from sense: Qualitative to quantitative translation in jury damage awards. *Journal of Empirical Legal Studies*, **8**(Supplement), 120-147.
- 林 洋一郎 (2007). 社会的公正研究の展望: 4つのリサーチ・パースペクティブに注目して 社会心理学研究, **22**, 305-330.
- 日垣 隆 (2003). そして犯罪者は野に放たれる 新潮社
- 今在慶一朗・今在景子 (2004). 民事紛争における和解成立の要因と効果 心理学研究, **75**, 238-245.
- 今在慶一朗・今在景子 (2006). 民事裁判手続きにおける関係性要因の検討 一支援者としての裁判官評価 心理学研究, **77**, 26-31.
- 今在慶一朗・今在景子 (2010). 相対的剥奪の抑制による結果の受容: 民事訴訟における手続き公正の短期的効果 社会心理学研究, **26**, 119-130.
- 今在景子・大淵憲一・今在慶一朗 (2003). 第三者介入による消費者問題の解決: 手続き的公正に関する実験的研究 社会心理学研究, **19**, 144-154.
- 入江秀晃 (2013). 調停 ー古くて新しい紛争解決の方法 藤田政博(編著) 法と心理学 法律文化社. Pp. 202-215.
- 石崎千景 (2010). 日本における法と心理学研究の動向と展望 法と心理, **9**, 31-36.
- Jost, J.T. & Kay, A.C. (2010). Social justice: History, theory, research. In S. Fiske, D.T. Gilbert, & G. Lindzey (Eds.), *Handbook of social psychology 5th edition* (Vol.2, Pp. 1122-1165). Hoboken, NY; John Wiley & Sons.
- 黒沢 香 (2005). 陪審制・裁判員制による刑事裁判の研究 菅原郁生・サトウタツヤ・黒沢 香(編), 法と心理学のフロンティア 1 巻: 理論・制度編 北大路書房. Pp. 123-167.
- Lerner, M.J. (1980). *The belief in a just world: A fundamental delusion*. New York: Plenum Press.
- Lerner, M.J. & Simmons, C.H. (1966). Observer's reaction to the "innocent victim": Comparison or rejection? *Journal of Personality and Social Psychology*, **4**, 203-210.
- Leventhal, G.S. (1980). What should be done with equity theory? New approaches to the study fairness in social relationships In K. Gergen, M., Greenberg, & R. Willis (Eds.), *Social exchange: Advances in theory and research* (pp. 27-55). New York, NY: Plenum Press.
- Liebrand, W.B.G., Messick, D.M., & Wolters, F.J.M. (1986). Why we are fairer than others: A cross-cultural replication and extension. *Journal of Experimental Social Psychology*, **22**, 590-604.
- Lind, E.A., & Tyler, T.R. (1988). *The social psychology of procedural justice*. New York: Plenum Press.
- (菅原郁夫・大淵憲一 [訳] 1995 フェアネスと手続きの社会心理学: 裁判、政治、組織への応用 ブレーン出版)
- Messick, D.M., Bloom, S., Boldizar, J.P., & Samuelson, C.D. (1985). Why we are fairer than others.

- Journal of Experimental Social Psychology*, **21**, 480-500.
- 村山 綾・三浦麻子 (2015). 被害者非難と加害者の非人格化 —2 種類の公正世界信念との関連— 心理学研究, **86**, 1-9.
- Murphy-Berman, V. & Berman, J.J. (1990). The effect of respondents' just world beliefs and target person's social worth and awareness-of-risk on a person with AIDS. *Social Justice Research*, **4**, 215-228.
- 中山絵美 (2013). 法社会学と法心理学からみる ADR 問題 —ADR 問題に関する多角的視野からの一考察— 人間社会学研究集録 (大阪府立大学), **8**, 111-132.
- O'quin, K. & Volger, C.C. (1989). Effects of just world beliefs on perceptions of crime perpetrators and victims. *Social Justice Research*, **3**, 47-56.
- 苧阪直行 (2012). 道徳の神経哲学 神経倫理からみた社会意識の形成 (社会脳シリーズ 2) 新曜社
- Robbennolt, J.K. & Studebaker, C.A. (1999). Anchoring in the courtroom: The effects of caps on punitive damages. *Law and Human Behavior*, **23**, 353-373.
- Sanfey, A.G., Rilling, J.K., Aronson, J.A., Nystrom, L.E., & Cohen, J.D. (2003). The neural basis of economic decision-making in the ultimatum game. *Science*, **300**, 1755-1758.
- 菅原郁生 (2010). 民事訴訟政策と心理学 慈学社出版
- 菅原郁生 (2013). 公正を語ることと感ずること —手続き的公正研究が見せてくれるもの— 法社会学, **78**, 154-165.
- 白井美穂・黒沢 香 (2009). 量刑判断の要因についての実験的検討 —前科情報の種類による効果 法と心理, **8**, 114-127.
- 白井美穂・サトウタツヤ・北村英哉 (2011). 複線径路・等至性モデルからみる加害者の非人間化プロセス —「Demonize」と「Patience」 法と心理, **11**, 40-46.
- Tanaka, K. (1993). Egocentric bias in perceived fairness: Is it observed in Japan? *Social Justice Research*, **6**, 273-285.
- Tanaka, K. (1999). Effect of interpersonal affect upon fairness judgment. *Japanese Psychological Research*, **39**, 312-322.
- 田中堅一郎 (2001). 民事裁判における和解過程に影響を及ぼす社会心理学的要因についての考察 法と心理, **1**, 28-38.
- Thibaut, J. & Walker, L. (1975). *Procedural justice: A psychological analysis*. Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- Tyler, T.R. & Lind, E.A. (1992). A relational model of authority in groups. In M. Zanna (Ed.), *Advances in experimental social psychology* (Vol. 25, pp. 115-192). New York, NY: Academic Press.
- 綿村英一郎・分部利紘・高野陽太郎 (2010). 一般市民の量刑判断 —応報のため？それとも再犯防止やみせしめのため？— 法と心理, **9**, 98-108.
- 綿村英一郎・分部利紘・藤尾未由希・高野陽太郎 (2011). 量刑判断にはたらく応報的動機の認知プロセス 法と心理, **11**, 68-72.

(Received: September 30, 2015)

(Issued in internet Edition: November 1, 2015)